

弁護士法人 都大路法律事務所NEWS

●第37号● 2009. 1
京都市中京区夷川通雨替町西入巴町81番地
TEL075-251-0707(代) FAX075-251-0506
弁護士 安保 嘉博 弁護士 安保 千秋
弁護士 松村絵里子 弁護士 長谷川博啓

MIYAKO OHJI Law Office News

瑞春

嘉
博
啓

皆様、新しい年を気持ちを新たにお迎えになったことと存じます

昨年3月末で、京都弁護士会副会長の任期が無事終わりました。会務のため、事務所に居ないことが多く、依頼者の皆様等にはたいへんご迷惑をおかけしました。「後三年の役」と言われる副会長後の会務もあとしばらくは続きますが、会務の量はぐっと楽になっています。副会長として弁護士会の研修等の際の挨拶はしても、会務のためにその研修には出席できないという状態でしたが、今は研修等も出席ができ、とても新鮮な気分です。初心にかえって、弁護士業務に励みたいと思います。今年もよろしくお願ひします。

皆様、清々しい新年をお迎えになったことお喜び申し上げます。当事務所はこの1月から新進気鋭の長谷川博啓君を勤務弁護士として採用いたします。今年5月からスタートする裁判員制度を始めとして、今の時代が弁護士という職業に課した様々な責務に十分に応えてゆける法律事務所を目指し努力して参ります。

今年は消費者庁の創設、地方消費者行政の拡充に向けた弁護士会の運動に全力で取り組みます。署名等でも皆様の絶大なるご支持をお願いいたします。なお京都大学客員教授として4年間、同大学法科大学院で教えてきましたが3月で任期満了退任となり、弁護士業務に専念できる予定です。今年もよろしくお願ひします。

弁護士 安保千秋

弁護士 安保嘉博

《お知らせ》12/27(土)～1/5(月)の間は休日とさせていただきます。1/6(火)から通常営業開始とさせていただきます。

「京都府公立大学法人」が発足しました。

安保千秋

平成20年4月1日、「京都府公立大学法人」が発足し、京都府立医科大学と京都府立大学は、京都府の所管から京都府公立大学法人の所管になったことをご存じでしょうか。つまり、両大学は法人化され、1法人2大学となったのです。

少子化の急激な進行などで、大学は学生の募集等で苦しい状況ですが、平成16年度には国立大学が法人化し、各大学の魅力をアピールをするようになりました。公立大学も平成16年4月に施行された「地方独立行政法人法」に基づき、法人化が進んでいます。京都府でも議論を重ね、平成19年9月の京都府議会の定款議決を経て、法人化がなされたのです。法人化により、大学経営の自由度が広がり、両大学の魅力を様々な形で発揮できるようになりました。

荒巻禎一前知事が理事長に就任され、法人経営に意欲的に取り組まれています。私は、法人の監事を務めさせていただいているが、伝統と実績のある両大学に関わる事ができ、大変光栄に思っています。ただ、法人の理事は、両大学の学長、付属病院院長と、とても偉い方々なので、理事会の時など、ひとり場違いな者が迷い込んだような感じがしております。

法人のシンボルマークももうすぐ発表になり、平成20年11月には付属病院外来診療棟の第1期工事が完成し、3年後には第2期工事も完成し明るく最新の設備を備えた外来病棟になります。気をつけて読むようになると、両大学の関連した新聞記事は、毎月、結構あります。質の高い教育研究、地域貢献、安心・安全の医療の提供、効率・効果的な業務運営を目指して取り組んでいますので、是非、新聞記事などの両大学関連のニュースにもご注目ください。

府民の皆様に信頼される透明性と公正を備えた大学経営を担保できるよう、監事の仕事を勤めたいと考えています。



地方裁判所委員会をご存じですか。

安保嘉博

昨年から京都地方裁判所委員会の委員を拝命しています。地方裁判所委員会は、司法改革の一環として一般市民の声を裁判所運営に反映させる目的で全国の地方裁判所に数年前に設けられました。もともと庁舎管理、対外的活動、職員人事など裁判以外の司法行政は最高裁事務総局を頂点とした上位下達のピラミッド型運営となっており、他の行政官庁と比べてもはるかに強固な官僚的組織が裁判所であるといってよいでしょう。市民の声をもっと反映しなければ時代に取り残されるとの危機感から創設されたのがこの委員会です。委員長は地裁所長、委員は会社部長、医師、保護司の皆様など一般市民10名と判事、検事、弁護士各一名の合計14名で構成されています。この一年間裁判員制度や調停のあり方について議論してきました。裁判所からすれば弁護士委員は市民の声を聞く立場でおとなしくして欲しいのですが、市民と裁判所の触媒となるべく奮闘しています。裁判所運営について意見があればどうぞお寄せ下さい。



法人法について

1公益法人制度の改革

これまで営利を目的とする法人である「会社」は登記さえできれば作れましたが、「公益法人」は、監督官庁の許可がないと作れませんでした(旧民法34条)。ところが一方で官庁は、天下りを受け入れてくれそうな団体には簡単に許可を下ろし全国で25000もの公益法人が乱立することとなり租税回避など弊害が顕著となり公益法人改革が行われました。その結果平成18年、民法34条以下50箇条が削除され、新しく「法人法」が制定されました。平成20年12月から施行されています。

2法人法

営利を目的としない「一般法人」が会社と同様簡単に作れるようになりました。同窓会や町内会など法人としておくと財産が法人名義で作れますので管理が容易です。一般法人は利益を構成員に分配すること(これを営利と呼びます)はできませんが、収益事業、共益事業、公益事業と何でもできます。一般法人の管理については理事の責任が会社の取締役と同様に重くなりました。理事会等をきちんと開く必要があります。整理すると、日本には営利を目的とする「会社」と、営利を目的としない「一般法人」、特別法による諸法人(弁護士法人、宗教法人、社会福祉法人など)があることになります。

3公益性の認定

一般法人の中で主として公益事業を行う法人は、民間の委員からなる公益性認定委員会に申請して公益性の認定を受けることになりました。5年後からはこのような公益性の認定を受けた法人しか公益性法人を名乗ることができます。公益性とは、構成員の利益ではなく、不特定多数の者の利益すなわち世間一般的の利益のことであり、これまでの公益性法人は、名実共に公益活动を行なう法人に生まれ変わらなければなりません。それとも公益性法人の看板を降ろすのかの岐路に立たされているのです。